

取引業者 各位

国立大学法人宮城教育大学

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されますが、適格請求書（インボイス）を交付する「適格請求書発行事業者」になるには、原則令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に対して登録申請を行い、登録番号の発行を受ける必要があります。

消費税の課税事業者・インボイス制度の対象となる取引業者の皆様におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」をご参照の上、制度が開始される前までに登録申請手続を完了して頂きますようお願いいたします。

- 国税庁ホームページ「インボイス特設サイト」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
- 国税庁インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）
【専用ダイヤル】0120-205-553
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

（本件問合せ先）
宮城教育大学財務課経理係
TEL：022-214-3314